※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
n_n　　食品安全監視センター通信　　n_n
.″ノ⌒＞　　.″ノ⌒＞
@v ヽ（　ぷ　ち　リ　ス　@v ヽ（
（⌒）_ノ　^^^^^^^^^^^^^^^^　（⌒）_ノ
~―　H25.4.22　vol.84　~―
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

こんにちは
こちらは、滋賀県　食品安全監視センターです。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ　ＩＮＤＥＸ　ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

（１）平成２５年度食品安全監視センター監視指導計画の概要について

（２）滋賀県食品自主衛生管理認証制度「セーフードしが」情報

（３）BSE 対策が見直されました！

（４）平成２５年度の食品安全監視センターの体制について

（５）食品回収情報（ H25.3.2　～　H25.4.5 ）　（省略）

≫≫≫

平成２５年度滋賀県食品衛生監視指導計画に基づき、食品安全監視センターの監視指導計画を定め、食品の安全性の確保を図り、消費者が安心できる食品衛生行政が行われていることの周知に努めます。

＜専門監視指導に関する事項＞

１．監視対象施設（特定施設）
『食品安全監視センターの監視対象施設（指定告示）』のアドレス↓
http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shoku/01anzen/center/101kokuji25.html

２．監視指導計画
特定施設に対して、年１回～３回の監視指導を計画的に実施し、監視対象２９５施設に対して、延べ１，１００回の監視指導を実施します。

３．監視指導内容
〇効果的な専門監視
〇ＨＡＣＣＰ手法の推進
〇大規模食中毒予防の徹底
〇食品の製造基準や規格基準等の遵守確認
〇適正な食品表示の指導
〇国等との連携、協力

４．試験検査計画
特定施設が製造する食品について計画的に収去し、成分規格、添加物等について、６７７検査を実施します。

＜滋賀県自主衛生管理認証制度「セーフードしが」に関する事項＞

１．「セーフードしが」の認証・審査
〇申請受付および認証
〇認証審査委員会の開催

２．「セーフード」しがの指導強化
〇指導および助言
〇認証施設の外部検証
〇認証施設の更新事務

３．「セーフードしが」の普及・啓発
〇内容の周知と情報提供
〇説明会・講習会の開催
〇認証マークと愛称の普及

＜食のリスクコミュニケーションに関する事項＞

１．食品安全情報の提供
〇食品安全監視センターのホームページの充実
〇食品安全監視センター通信「ぷちリス」の配信
〇自主衛生管理講習会の開催

２．食品表示等の相談
〇食品衛生法および健康増進法の一元的な表示相談
〇ＨＡＣＣＰ手法による衛生管理等の相談
（相談日を前もってご連絡いただければスムーズに対応できます。）

３．監視員の資質向上
〇研修事業および研究事業

＜食の危機管理に関する事項＞

１．危機発生時の対応
〇不良食品等の対応
〇大規模食中毒等発生時の応援

２．平常時の対応
〇初動調査に必要な物品等の整備

より詳しい情報は、下記アドレスに掲載しています。

『平成２５年度食品安全監視センター監視指導計画』のアドレス↓
http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shoku/01anzen/center/013keikaku25-1.html

≫≫≫

〇ＢＳＥ検査対象の見直し（平成２５年４月１日施行）
ＢＳＥ検査対象の月齢を、現行の２１か月齢以上から、３０か月齢超へ引き上げます。

現　行		見直し後
２１ヶ月齢以上を対象	→	３０ヶ月齢超を対象 （３０ヶ月齢以下は検査が不要）

また、厚生労働省では３０か月齢よりも更に検査対象月齢の引き上げについても、引き続き検討しています。

〇特定危険部位（ＳＲＭ）の除去対象の見直し（平成２５年４月１日施行）
３０か月齢以下であれば、扁桃以外の頭部、せき柱、せき髄が利用可能になります。ただし、これらの部位を利用する場合には、と畜場において、３０か月齢以下と、３０か月齢超の牛の分別管理や汚染防止を実施する必要があります。

〇牛せき柱に関する規制の見直し（平成２５年２月１日施行）
脊柱のうち、リスクのない部位（骨の突起部分）は、規制対象からはずされました。

２）輸入措置の見直し
・従来から輸入が可能だった米国及びカナダに加え、フランス及びオランダからの輸入を再開します。（平成２５年２月１日から実施）
・輸入できる対象（月齢制限）を、現行の２０か月齢以下から、３０か月齢以下に引き上げます。（平成２５年２月１日から実施。なお、３０か月齢以下でも、扁桃・回腸遠位部、又はこれらの部位を含むものは輸入できません。）

３）滋賀県内の対応
ＢＳＥ対策の見直し後も、滋賀県および滋賀食肉センターの対応は、以下のとおりとなり、従来とおり全頭検査を継続して行います。ＳＲＭの管理も変更ありません。引き続き、皆さんのご協力をよろしくお願いします。

〇滋賀県の対応（ＢＳＥ検査対象）
平成２５年４月以降も３０ヶ月齢以下の牛の BSE 検査を継続して行います。ＢＳＥ検査を実施した牛と実施しない牛の混在による市場流通の混乱を避けるための措置です。この措置は食品安全委員会の二次答申（さらに検査対象月齢の引き上げを検討中）の際に、見直しの検討を行います。

〇滋賀食肉センターの対応（SRM の管理）
平成２５年４月以降も全月齢の頭部、せき髄、せき柱、回腸遠位部をＳＲＭとして処理します。滋賀食肉センターでは厚生労働省より通知のありました「特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドライン」に基づく分別管理等が現時点では困難なためです。

≫≫≫

推進に係る保健所との連携、県の試験検査計画等

【副 主 幹・佐野　哲也】：特定施設の監視指導計画・衛生講習会、
食品安全監視センター情報（ぷちリス）、食品の調査研究

【主任技師・栗原　磨美】：大規模弁当調理施設の監視指導、「セーフードしが」の助言指導、
「セーフードしが」の認証マークの表示推進・消費者への普及

【主任技師・北村　浩明】：ホームページの管理、特定施設に係る統計・台帳の管理、
輸入食品の取扱い

≫≫≫